

令和2年4月6日

本年度教育実習受講の皆さんへ

教育実習委員会

委員長 山本 光

### 教育実習の実施に当たっての留意事項について

このことについて、文部科学省からも教育実習を受け入れる小学校、中学校、特別支援学校等に対し、教育実習生の受入の協力について通知が出されています。

教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であります。今年度実習生のみなさんは、新型コロナウイルス感染症対策に沿った行動をお願いします。

- ・令和2年度の教育実習については、臨時休業明けは小学校等の業務負担が大きくなっていることも想定され、教育委員会等の要請により、実施時期の変更をお願いされる可能性があります。教育学部の教育実習は、小学校は5月11日～7月3日までの8週間のうちの4週間で実施することになっていますが、実習校からこの期間外に変更の連絡があった場合は、学務第二係まで連絡してください。
- ・感染症対策に取り組みながら教育活動を行う小学校等においては、通常期と同様な教育実習を行うことが困難な場合も考えられます。インフルエンザ対策と同様の対応をお願いすると共に、専門家会議が示した3つの条件（換気の悪い密室空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が重ならないように実習生も自覚し、実習に臨んでください。
- ・教育実習の実施については、各実習校の裁量にお任せしている部分があります。しかし、教育実習の実施期間は小学校の場合4週間、中学校・特別支援学校の場合は2週間実施する必要があるため注意が必要です。

◇教育実習に臨むに当たっての心構えとして、以下のことを十分に守ってください。

1. 教育実習実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を必ず行うこと。また、感染リスクの高い場所へ行く機会を減らすこと。
2. 万一、家族等に感染が確認されるなど、濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は教育実習への参加はできません。その場合、メール又は電話で学務第二係まで連絡をしてください。
3. 教育実習中は、実習校の感染症の予防対策の指示に従うこと。発熱や風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、実習校と相談のうえ、児童生徒等との接触は絶対に避け、実習校及び指導教員、学務第二係に連絡を入れ、自宅で休養すること。
4. 教育実習の終了後に、感染が判明した場合は、指導教員及び学務第二係に連絡を入れること。

以上のことを守って、実りのある教育実習を進めてください。